

1. 調査研究費

令和 6 年 10 月 31 日東京地方裁判所 傍聴 報告書

2015 年 11 月に茨城県取手市の市立中 3 年の女子生徒がいじめを苦にして自殺したとされる問題で、適切な対応をとらなかったなどとして停職 1 カ月の懲戒処分を受けた当時の担任教諭が処分の取り消しを茨城県に求めた訴訟が行われていた。

茨城県は 2019 年 7 月 25 日、「生徒に対するいじめを認知し得る状況にありながら、適切な対応を怠り、いじめを認知できなかった」などとして担任だった教諭に停職 1 カ月の懲戒処分を下した。

これに対して、教諭は 2019 年 10 月、茨城県人事委員会に対して審査請求をしたが、2021 年 9 月に「処分に違法又は不当な点は認められない」として却下された。

そこで教諭は 2022 年 3 月、「いじめは、他の教員や学校も本件生徒や保護者から事前に何の情報を受けていなかった」などとして処分取り消しを求める訴えを起こした。

1 審の水戸地裁（三上乃理子・裁判長）は 2024 年 1 月 12 日、女子生徒への進路指導など茨城県が停職処分の理由とした教諭の六つの行為について、「調査委員会がいかなる資料を根拠に認定したのかは明らかでなく、裏付ける証拠はない」などと指摘して県の主張を退けた。

その上で、「原告の各行為は、信用失墜行為及び全体の奉仕者たるにふさわしくない行為に当たるとは認められない」として処分の違法性を認め、取り消しを命じた。この判決に対し、茨城県側が控訴していた。

10 月 31 日、控訴審で、東京高裁（増田稔・裁判長）は 10 月 31 日、処分取り消しを認めた 1 審・水戸地裁に続いて「処分は違法」と判断し、茨城県の控訴を棄却した。

2. 会議費

- (1) 令和 6 年 11 月 12 日 10 時から 12 時 働く婦人の家工作室
第 3 回定例会報告と市政の課題について主に新町地区の住民を対象に意見を聴取した。
- (2) 令和 6 年 11 月 14 日 10 時から 12 時 働く婦人の家工作室
第 3 回定例会報告と市政の課題について主に白山地区の住民を対象に意見を聴取した。